

平成26年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成26年9月1日（月）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成26年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成26年9月1日（月）

午後2時00分～午後4時10分

戸塚地域センター7階 多目的ホール

1 開 会

2 報 告

平成26年度第1回みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について

3 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

4 その他

(1) みどりの系の事業について

(2) 区民ふれあいの森の整備状況について

(3) 保護樹木の健全度調査の実施について

5 連絡事項

6 閉 会

○配付資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

資料3 平成26年度第1回みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について

資料4 みどりの系の事業について

資料5 区民ふれあいの森の整備状況について

資料6 保護樹木の健全度調査の実施について

参 考 新宿区みどりの条例及び同施行規則

参 考 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

審議会委員 11名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	輿 水 肇
委 員	渋 江 桂 子	委 員	日南田 久 枝
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	黒 森 昭 夫
委 員	福 田 雅 人	委 員	越 野 明 子
委 員	椎 名 豊 勝	委 員	藤 田 茂
委 員	鶴 田 由美子		

◎はじめに

みどり公園課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、現時点では傍聴を希望される方はいらっしゃっていませんけれども、本日の審議内容から公開しても支障ないと思えるため公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

それでは、改めまして、平成26年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、また、雨の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づき、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査・審議するための区長の附属機関でございます。なお、委員の皆様の発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として区のホームページ及び区政情報センターにおいて公開されますので、あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

本日の会議でございますが、16時を目途に終了したいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日、会議室の関係で戸塚の地域センターということでお集まりいただきました。いつもと違うところで恐縮でございます。

いつもはお手元にボタン式のマイクが備えつけてあるんですけども、ハンドマイクの本数が余りないものですから、私は今、肉声で話をしております。基本的には肉声でお話ししていただいても議事録の作成等支障はございません。もし、マイクが御必要ということであれば、お申し付けいただければ係のほうが進みますので、どうぞお気軽にお声がけいただければと思っております。

では、これより議事進行を熊谷会長をお願いいたします。

熊谷会長、よろしくお願いたします。

◎開会

熊谷会長 かしこまりました。

皆さん、こんにちは。ありがとうございます。本日は防災の日で、特に土木は大変お忙しいんですけれども、部長みずからちゃんと参加していただいております。ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本日の平成26年度第1回の審議会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席状況について、事務局のほうからお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は齋藤委員、小池委員、武山委員から欠席の届けをいただいております。また、現在、池邊委員がお見えになっておりません。このため、本日は15名中11名の出席により過半数ということで審議会は成立していることを御報告いたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

では、引き続き、本日の資料についてお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、皆様のお手元でございます資料について御説明いたします。お手元に配付いたしました資料を御確認いただきたいと思います。

まず、「議事次第」、A4、1枚。それから、資料1として、「新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）」、A4のものが1枚です。資料2、「保護樹木等の指定及び解除について」、A4、1枚でございます。それから、資料3、「平成26年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について」、これもA4、1枚でございます。それから、資料4としまして、「みどりの係の事業について」、これが、A4のものが両面刷りで2枚ついてございます。次に、資料5といたしまして、「区民ふれあいの森の整備状況について」、A4のものが1枚とA3の折ってあるものが1枚ございます。資料6といたしまして、「保護樹木の健全度調査の実施について」、A4、1枚でございます。

それから、参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則、A4、表裏のものが7枚ございます。それと、参考として、「みどりの文化財、保護樹木のガイドブック」。それから、「新宿区みどりの基本計画」、冊子になっているものですね。それから、「新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）」でございます。

資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料等特に御不足がなければ議事次第に沿って議事を進行させていただきます。

◎平成26年度第1回みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について

熊谷会長 まず、本日の報告事項、平成26年度第1回みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果についてを事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、7月1日に開催させていただきました平成26年度第1回みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果についてでございます。御報告をさせていただきたいと思っております。担当から御説明をさせていただきます。

事務局 事務局の相浦と申します。今年度から保護樹木の担当をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

では、失礼します。座って御説明させていただきます。

まず、7月1日に行いました第1回小委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月5日から7月1日までに民有地の保護樹木等の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

保護樹木の指定同意件数は4件、指定本数は9本です。指定解除件数は2件、解除本数は3本です。保護樹林は、指定・解除ともに案件はございません。保護生垣の指定案件はございません。保護生垣の指定解除同意件数は1件、解除延長は16.7メートルです。

では、最初に、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。

1件目は、中落合四丁目の駐車場に生育しているクロマツ2本です。指定年度は昭和61年度で、幹回りがそれぞれ1.98メートル、2.11メートルです。2件目は、弁天町にありますマンション敷地内に生育しているスダジイです。指定年度は平成3年度、幹回りが1.27メートルです。

では、1件目から御説明いたします。

場所は中落合四丁目です。駐車場にクロマツが2本並んで生育しています。指定年度はともに昭和61年度です。右側の1が幹回り1.98メートル、高さが12メートルで、左側の2番が幹回り2.11メートル、高さ11メートルです。

1番についてです。病害虫や腐朽は見られませんでした。下枝がなく樹形が乱れていました。高さ約50センチの植栽ますの中にあり、深植えになっています。

2番についてです。1番同様、病虫害や腐朽は見られませんでした。下枝がなく、やはり樹形がちょっと乱れています。枝折れも確認されました。右上の写真です。6月20日に現地を確認したところ、既に伐採が終わっていました。

経過についてですが、少し前になるんですが、平成23年にカラスの巣による被害や駐車している車へ松脂が落ちることから指定解除の相談があり、当時は区もできる限り相談に乗っていくことで保護樹木としての継続を了承していただいていたいました。しかし、ことし3月に所有者から連絡があり、2月の積雪で枝が負傷したこと、下枝がないことから維持管理が難しいこと、以上2つの理由から解除の御相談がありました。区としては、損傷した枝の撤去の支援を提案し、保護樹木としての指定継続をお願いしましたが、継続的な維持管理が困難であるとのことで3月末に指定解除の届け出がありました。

では次、2件目です。弁天町のマンション敷地内に生育しているスダジイです。指定年度が平成3年度、幹回り1.27メートル、高さ9.7メートルです。マンション南側に位置しています。

平成26年1月28日に、腐食があり倒れそうな保護樹木があるので確認してほしいとマンション管理人から連絡がありました。現地を確認したところ、枝折れやうろが見られ、倒木の危険性が高いため、3月4日に精密診断を実施しました。

こちらが診断結果なんですけれども、地際から1.1メートルのところまで貫入測定を行った結果、腐朽率は56.3%で不健全な状態にあり、撤去を行う必要があるとの診断でした。通常、50%を超えた場合は倒木の危険がありますので、その旨所有者に伝えたところ伐採したいとの連絡があり、指定解除の届け出がありました。

以上、保護樹木の指定解除について説明を終わります。

保護樹林については、指定解除案件はございません。

続きまして、保護生垣の指定解除についてです。

指定年度、平成16年度、樹種はサワラです。延長16.7メートル、高さ2.4メートルです。場所は西落合です。

ことしの2、3月に降った雪により生垣の一部が傾いてしまい、刈り込んだところ葉がなくなってしまったので指定解除したいとの御連絡をいただきました。これまでは所有者が御自身で維持管理されていて、剪定もされていましたが、ここ最近、所有者の方もお年をとられて頻繁に剪定をすることは難しくなったということです。サワラを撤去した後は、また新たに生垣をつくりたいとのことでした。

解除は以上となります。

続きまして、保護樹木等の指定同意の届け出があった件数について御説明します。

保護樹木は、樹木が健全で、かつ美観上すぐれている樹木のうち地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象としております。

1件目は、北山伏町にありますイチョウです。幹回りが1.76メートルです。2件目は、内藤町にありますケヤキほか5本です。ケヤキは幹回り3.57メートル、ムクノキが3.09メートル、コブシが1.36メートル、モミジが2.05メートルです。続きまして、モミジが1.23メートル、モミジ1.40メートル、計6本です。3件目は、西落合にありますスダジイで、幹回りが1.20メートルです。4件目は、弁天町にありますスダジイで、幹回りが1.28メートルです。なお、3件目、4件目のスダジイの所有者は、先ほどの解除の保護樹木、保護生垣の所有者と同一です。

では、1件目から御説明します。北山伏町のイチョウです。幹回りが1.76メートル、高さ7.6メートルのイチョウです。隣接しているあかね苑の近くに生育しています。強^{きんてい}剪定しているんですが、幹の状態は健全で葉も多いです。樹齢は約70年で、2年に1度業者で^{きんてい}剪定を行っているということでした。

次に、2件目です。内藤町のケヤキほか5本です。

1本目のケヤキは、幹回り3.57メートル、高さ20メートルのケヤキです。相当の年数が経過していますが、樹勢もあり生育状況はよいです。

2本目です。幹回り3.09メートル、高さ19メートルのムクノキです。住宅北西に位置しています。1本目のケヤキ同様に枝を大きく張り出しており、十分な日照を確保しています。

3本目です。幹回り1.36メートル、高さ13メートルのコブシです。住宅西側に位置しています。南から西にかけて新宿御苑のみどりと接しています。

4本目です。幹回り2.05メートル、高さ11メートルのモミジで、住宅南側に位置しています。高さ1.3メートルと2.2メートルのところで太い幹が分かれており、広い範囲に枝が張っています。少し枯れ枝も見られますが、樹勢・生育状況ともに良好でした。区内のモミジとしてはかなりの大木です。

5本目です。幹回り1.23メートル、高さ10メートルのモミジです。住宅南側に位置しています。枝が張っている割に樹高が高いものになっています。枯れ枝は特に見られませんでした。

最後、6本目です。幹回り1.4メートル、高さ9.5メートルのモミジです。私道とブロック

堀に挟まれた場所に成育しており、根張りを確保できる地面が少ないですが、目立った障害もなく順調に生育しています。根元は右下のような状態です。

所有者からは、今回保護樹木制度の活用を地域の方から勧められて御連絡をいただきましたということでした。

続きまして、3件目です。保護生垣の解除届け出があった場所と同じところですが、対象樹木は生垣の西側にあるスダジイで、幹回り1.2メートル、高さが10メートルです。社と倉庫の間の狭い場所に生育していますが、外観上顕著な腐朽、キノコの発生は見られません。年に1回所有者が^{せんてい}剪定しており、この樹木以外に保護樹木に指定されているスダジイがあり、同等の管理が行われています。

続きまして、4件目です。先ほど指定解除で御説明した場所と同様です。樹種はスダジイで、幹回りが1.28メートル、高さが8メートルです。敷地の際に生育していますが、樹勢が良好で、越境しないよう定期的に^{せんてい}剪定されています。

指定案件は以上です。

保護樹木の指定案件はございません。

また、保護生垣の指定案件もございません。

第1回小委員会において、ご審議、ご承認をいただいたものについては以上です。

なお、この結果、公有地と民有地を合わせ、保護樹木の件数は1件、6本ふえまして、270件、1,080本、保護生垣の件数が1件、16メートル減りまして、42件、1,228メートルとなりました。

以上で説明を終わります。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの第1回目の小委員会の報告につきまして御質問あるいは御意見がありましたらお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。特に小委員会にお出にならなかった委員の方々に御質問等あれば、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

補足になりますけれども、結構小委員会の際は熱心な御議論をいただきまして、できるだけ解除を何とかならないかという御意見もあったんですけれども、いろいろ御説明を伺っていくとしようがないなということで委員の皆様方納得をしていただいて、かつ、今の説明にもございましたように、解除された方が別の樹木を新しく指定に、また保護樹木としてそのときに上げていただいたりしていますので、今回の指定解除についてはかなり、保護樹木については理解のある方々から解除の申し出が出てきたようには感じておりますが、それに

しても何か御質問等あれば、いかがでしょうか。

気になるのは、前から気になっていることの一つは、いろいろな事情で委員会まで待たずに伐採なんかされる例がやはりちょっと散見されるので、それについてはできるだけ今後も注意をしていきたいなというふうには思っておりますけれども、何かございますか。

椎名委員、何かございますか、いろいろ。

椎名委員 いや……。

熊谷会長 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、特にないようでございますので、次の審議事項に参らせていただきます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 本日の議事次第の3番目、保護樹木等の指定及び解除についての審議をお願いしたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、小委員会の報告に引き続きまして、本日御審議いただきます保護樹木の指定及び解除について御説明をさせていただきます。また、担当のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局 では、また事務局の相浦から説明させていただきます。

平成26年7月2日から9月1日までに民有地の保護樹木等の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

保護樹木は、指定同意件数は4件、指定本数は6本です。指定解除届け出件数は3件、解除本数は4本です。保護樹林、保護生垣は指定・解除ともに案件はございません。

最初に、保護樹木の指定解除について御説明いたします。

1件目は、信濃町にあります慶應大学病院内に生育しているケヤキです。指定年度、昭和51年度、幹回りが2.80メートルです。2件目は、市谷八幡町にあります市谷亀岡八幡宮に生育しているサクラです。指定年度、平成6年度、幹回りが2.02メートルです。3件目は、西早稲田三丁目にあります天祖神社に生育しているケヤキとプラタナスです。指定年度はともに昭和48年度、ケヤキの幹回りが2.73メートル、プラタナスの幹回りが2.38メートルです。

では、1件目から御説明いたします。場所は信濃町の慶應大学病院です。こちらです。大学の西側出入り口付近に生育しているケヤキです。指定年度は昭和51年度で、幹回り2.80メートル、高さは20メートルです。

右下の写真のように、敷地より1段高い土地に生育しています。今回、ケヤキの左側にある建物の建てかえ工事に伴い、幹から東側に1メートルの箇所を深さ10メートルほど掘削し、西側も工事における搬入出経路確保のため隅切りを行い、根を切断します。根元2方向を掘削することにより倒木の危険性があり、安全上問題が出てきてしまいます。学校側、施工者に掘削位置を変えてもらうよう申し入れを行いましたが、変更には至りませんでした。樹木の大きさから、移植先や搬入出経路の確保が難しいため、移植もできない状況です。以上の結果、解除申出書が提出されました。

では、2件目です。場所は、市谷八幡町にあります市谷亀岡八幡宮です。社の西側に生育しているサクラで、指定年度は平成6年度で、幹回り2.02メートル、高さが9メートルです。高さ1.6メートルのところで^{ふたまた}二股に分かれています。一方にほとんど葉がついていません。樹皮のはがれも多く見られ、樹形も乱れています。駐車場と社の間に位置しているため、倒木すると損害が出る可能性があります。また、根元にコフキタケがついています。職員が敷地内にあるほかの保護樹木の調査をしていた際、当該樹木を見つけ、所有者に話をしたところ、枝が社に接触しており、樹勢の衰えも激しいため、伐採を検討していたところだったとのことでした。

では、3件目です。西早稲田三丁目の天祖神社です。対象樹木はケヤキとプラタナス、計2本です。

まず、ケヤキについてです。指定年度は昭和48年度、幹回りが2.73メートル、高さ9メートルです。鳥居の東側に位置しています。根元、幹面積の7割以上が破損しています。樹形も乱れており、高さ5メートルのところで南側に枝が数本出ているのみです。

次に、プラタナスです。指定年度は昭和48年度、幹回り2.38メートル、高さ10メートルです。主幹はほぼ枯死しており、わずかに生存している部分から小さな枝が出ている状況です。倒木防止のため、隣接するケヤキからワイヤーで支えています。倒木の危険性が大きいので、早目の伐採が必要だと思われます。

経過についてです。支援を考えているほかの保護樹木を調査していたところ、所有者からケヤキとプラタナスを解除したいとの申し出がありました。前の所有者は、御神木であるから伐採はできないと言っていたが、参拝者に何かあってからでは遅いので、早急に伐採したいということでした。

解除については以上です。

保護樹林については、指定解除案件はございません。

また、保護生垣についても指定解除案件はございません。

続きまして、保護樹木等の指定同意の届出がありました案件について御説明します。

保護樹木は、樹木が健全でかつ美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象にしております。

1件目は、信濃町の慶應大学病院にありますケヤキです。幹回りが3.04メートルです。2件目は、市谷亀岡八幡宮のイチョウとサクラです。イチョウは、幹回り1.39メートル、サクラが1.87メートルです。3件目は、市谷甲良町のケヤキです。幹回りが1.4メートルです。4件目は、西早稲田三丁目の天祖神社にありますイチョウ2本です。幹回りは、1本目が1.8メートル、2本目が1.47メートルです。市谷甲良町以外の3件は、解除の保護樹木のあった場所と同一です。

では、1件目の慶應大学病院から御説明します。当該樹木は解除申請のあったケヤキの掛け替えで、先ほどの樹木より南側に位置しています。樹種はケヤキで、幹回り3.04メートル、高さが14メートルです。1917年に第1回生卒業記念樹として植樹されているため、樹齢は100年近いです。樹木のすぐ隣に石碑も立てられています。立地がよく、根元の土壌がしっかり確保されています。枯れ枝が少し見られ、葉が小さいところも幾つか見受けられたので、施肥や土壌改良などの支援が必要かと思われれます。

2件目は市谷八幡町のイチョウとサクラです。

まずイチョウについてです。幹回りが1.39メートル、高さが11メートルです。社の南東側に生育しています。日照不足で下枝が細くなっていますが、葉も多く樹勢はよいです。社に近い位置に生育していますが、枝葉のかぶさりはほとんどありません。枝の一部に電灯が設置してあり、枝の間を電線が通っているような状況です。

次はサクラです。幹回り1.87メートル、高さ8メートルです。周りにイチョウやサクラなどの保護樹木が生育しています。コスカシバの食害の跡、幹の腐朽は見られず、外観は健全な状態です。葉の量もしっかりあります。保護樹木のH6-34のサクラとちょっと触れ合っているところがありますけれども、現状特に問題はありません。

次が3件目、市谷甲良町です。道路側に面しているケヤキで、幹回りが1.4メートル、高さが11メートルです。隣接地の境界近くに植栽されていますが、1年に1回^{せんてい}剪定を行っており、越境枝の管理もきちんとされています。目立った腐朽も見られず、生育は良好です。数年前に区の職員がぜひ保護樹木に指定させてほしいと営業に来ており、今回思い立って連絡したと所有者から聞きました。

4 件目です。西早稲田三丁目、天祖神社で、イチョウ 2 本が対象樹木です。

まず、1 本目のイチョウです。先ほど御説明しました解除申請の出ている樹木の掛け替えになります。幹回りが1.8メートル、高さ17メートルです。枝葉が少し込んでいる状況ですが、生育は良好です。近くにほかの樹木もありますが、現状、問題は見られません。

2 本目のイチョウです。幹回り1.47メートル、高さが17メートルです。左にハンノキ、右にイチョウとケヤキがあり、ちょっと込み合って生育している状況です。生育は良好で、病虫害とも見られませんでした。

保護樹木の指定については以上です。

保護樹木の指定案件はございません。

また、保護生垣の指定案件もございません。

指定の同意及び指定解除の届け出がありましたものは以上になります。

なお、本日御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただきますと、公有地と民有地を合わせ、保護樹木の件数は1件、2本ふえまして、272件、1,083本となります。保護樹木、保護生垣はともに変更ございません。

以上で説明を終わります。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきまして御質問あるいは御意見を頂戴したいと思います、いかがでしょうか。何でも結構でございますので。

はい、どうぞ。渋江委員、お願いいたします。

渋江委員 渋江です。事務局の担当者の方がいらっしゃったのを覚えていて、保護樹木がふえているというのはとてもうれしいことだと思います。

最後の保護樹木のイチョウを見せていただきたいんですが、ちょっと聞き落としてしまったのかもしれないんですが、素朴な疑問なんですけれども、写真がございますか。

事務局 天祖神社の……

渋江委員 そうですね。

事務局 こちらでよろしいですか。

渋江委員 これは、今回、天祖神社、一部は解除で、こちらが新しく保護樹木ということなんです、よく見えないんですけれども、周りにあるケヤキとかイチョウというのはもう既に保護樹木になっているんですか。

事務局 なっていますね。

洪江委員 そうですか。わかりました。

以上です。

熊谷会長 周りにあるのは保護樹木になっていて、何で今まで保護樹木になっていなかったのですか、そのイチョウは。

事務局 恐らくはサイズ、幹回りが1.2メートルに達していなかったということだと思います。

熊谷会長 そういうこと、大きくなったんだ。

事務局 そうです。ほかのは昭和48年度に指定されていますので、しばらくたって……

熊谷会長 48年だね。ほぼ、ことしは昭和89年か90年だよね。

(「40年」と言う人あり)

熊谷会長 40年から40年以上、50年……

洪江委員 やっぱり、同じようなことで、先ほどの慶應病院のケヤキも幹回り3メートルで、何で初めて保護樹木だったのかなというのが……

熊谷会長 みんなそういう疑問はあると思うよね。結構太いやつで……

事務局 そうですね。これについては、これも昭和48年度に指定されて……、ちょっとお待ちください。

熊谷会長 写真見ると結構大きいから、当時から結構大きいのかなという気がするんだけど、ケヤキは結構伸びが早いからね。

みどり公園課長 すみません、私から。

熊谷会長 どうぞ。

みどり公園課長 確かにこういった大きい樹木が今まで指定されずに、ほうっておいたわけではないんでしょうけれども、これまでのシステムの中では、お申し出があって初めて指定するといったようなやり方をこれまでできておりましたので、こういって残ってしまった、残ってしまうと言うとあれですけども、大きなものがいまだに指定されずにあるというのはございます。

小委員会でもありました、内藤町なんて、まさに今まで全然気がつかなかった、気がつかなかったというよりは、なかなか見る機会がなかったところに生育しているということで、我々もこんな大きなモミジがあるというのを正直知らなかったというのがございます。

今後は、解除があれば、またどこかないかということで営業もしながら大きな木探しというんでしょうか、そういったことにつなげていきたいと思っております。

熊谷会長 解除があって探すんじゃなくて、解除がなくても大きい木をどんどん探して指定し

ていかないとどんどんなくなっちゃうんじゃないかなという危惧がちょっとあるのと、もう一つは、総量規制みたいになっているのかどうか。つまり、200本だったら区が面倒見られるけれども、250本になると、あらかじめ予算をとっておかない限りそこまではという、そういう現実的な問題があるとすると、今後この審議会として考える必要も出てきます。

事務局 助成金額ですか。

熊谷会長 1本指定すると幾ら予算がかかりますか。

みどり公園課長 1本目が9,000円で、2本目以降がその半額になります。

年間100本、200本というわけにはいかないんですが、10本程度プラスは十分対応できるような予算になっております。

熊谷会長 限られた予算の中で大変でしょうけれども、今回は、たまたま慶應病院とか天祖神社とか、そういう敷地とか資産にかなり余裕のあるところだとかいうことができるんでしょうけれども、最後の甲良町は、民地の立派な樹木で、できるだけ早く保護樹木にしておかないと、そばに余り立派な木がなかったように見えます。

この樹木は単木で大きいのがぼんとあるので、景観的にすごくシンボルになっていいんですよね。だから、ああいうのを切られちゃうと、やっぱり区民の皆さんは非常に残念がるんでしょうけれども、こういうのを大事にしていければいいと思います。

それと、あと、慶應のは記念樹とかでもともと立派な木を大事に育てているんだから、あんなのは今さらだよね。ほかにもあるんじゃないの、あれ、昭和何年の記念樹とか、病院長が何かした記念樹とか、そういうのを探してどんどん指定して、冗談半分ですけども。

今回はそういうことで、いい意味で解除を申請した方々がかなり良識のある方々で、総数としては減らないんですけども、審議会としては、減らないでこのまま、ゼロ金利みたいなことじゃなくて、どんどんやっぱりふやしていけたらなというふうに思う。

はい、どうぞ、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 甲良町についていいですか。3番目の甲良町のケヤキなんですけれども、区の方が見つけられたんですか、ピンポイントで。

事務局 そうですね。何年前かはおっしゃられていなかったんですけども、数年前に、区の職員がぜひ指定樹木にさせてほしいというふうに営業に行つたみたいなんですけど、そのときは、指定の同意には至らなかったようですが、所有者の方が急にそれを思い出して、指定してもらえたらうれしいですということで電話をいただきました。

渡辺委員 そういうことを方々でなさっていらっしゃるわけですか、区の方は。各地、各地と

というか、ここだけじゃなくてほかでもなさっていらっしゃるか。

事務局 現場とかに行って、これは立派だなとか、これはいい樹木だなというのは必ずチェックして、もちろんお声をかけるときもありますし、そういう営業もやっています。これが何年越しかで今のように後々申請という話になる場合もございますので、一応、常日ごろ、これはという樹木は目をつけて。

渡辺委員 歩いていらっしゃる。そうですか。

熊谷会長 現実これをあれした職員の方は表彰しなきゃいけないな。意外とこれ、区民の人はいい木だなと思っても保護樹木になっているかどうかには余り知識もないし、それから、そういう残したらどうしたらいいかなんていう方策についても一般の人はわからないものね。だから、現場とかそのあたりを実際に見回ったりしているみどりの課の関係の職員の皆さんには、ぜひそういう意味での権限を与えていただいて、積極的に部長に上げていただいて、部長の権限で指定候補にしろと。

渡辺委員 先ほど先生がおっしゃいましたように、信濃町とか天祖神社、そちらは何となく行ってこいの感じがしたんですね。それって、こうだからこっちに気がついてと……

熊谷会長 はい、どうぞ。部長、お願いいたします。

みどり土木部長 以前は確かに受け身的な、お声をかけてくださいということで、保護樹木の指定をおこなっていたかなというふうに思っておるんですが、少し前から当審議会でもさまざまな御意見をいただきまして、積極的に保護樹木になっていないところについても我々の目線で見ってお声をかけさせていただくということもあります。また、保護樹木になっているところにつきましても、もっと積極的に今の状況についてお声をかけさせていただいて、一方、やっぱり解除したいんだというようなこととともに、一方、確かにこれはまだ保護樹木になっていないじゃないかというのを我々現地に行って初めてわかる樹木も正直言ってございます。

そういったところについては、逆に、ぜひ保護樹木に指定させてほしいというようなこともやっておりますので、今回たまたま解除と申請がセットみたいのところもございますけれども、そういった形で極力ふやすような方向で積極的にこの数年はやっていければなと思えますし、これからも積極的にまちの中に入って行って、我々がまずは新宿区にはどんな木があるか、それをどういうふうに確保していったらいいとか、それについてはいつも同じような気持ちで職員も取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。心強い。

どうぞ。

福田委員 ちょっと確認なんです、保護樹木等の推移というところで、公有地の保護樹木って、これは前回、前々回ぐらいですか、出ました牛込警察のイチョウじゃないですか。違いますか。

事務局 そうです。

福田委員 それにもやっぱり補助金というのは出ているんですか。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 昨年度の審議会で公有地の保護樹木の指定基準について御説明させていただきました。公有地は、基本的に民有地と違いまして、公の機関がしっかり自分のところで維持管理するというのが基本的な原則でございますので、公有地の保護樹木に対して補助金を出すといったことはしてございません。

福田委員 公有地でも逆に今の、指定候補でも見つけるとかあれば、逆にここで提案するということでもよろしいんですかね。

熊谷会長 もちろんそういう方向で。あれは結構具体的に今いろいろあれしているんでしょう。

みどり公園課長 今、盛んに営業しております。具体的に場所は今の時点では申し上げられませんが、公有地の保護樹木に指定すべく取り組んでいるところでございます。今しばらくお待ちいただければと思います。

熊谷会長 防衛省。いっぱいあるんだよね、あそこね。

みどり公園課長 なかなかハードルは高い。

熊谷会長 渋江委員、お願いいたします。

渋江委員 先ほどの部長さんのお話にちょっとつけ足して1つ、もし可能であれば御検討いただきたいんですけども、前回の小委員会でも、意外なところに立派な保護樹木が7本、6本ですか、6本あったというのが、聞き間違いじゃなければ、近所の方のお勧めでということでしたよね。そうすると、多分、皆さんが足を使って回っていらっしゃるのに補足するとか付加する形で、地域の人たちが愛しているとか、シンボルツリーのようなものがどこかにあるのかもしれないので、本当に思いつきですけども、1階のロビーとかに何か推薦書みたいな、推薦のアンケートみたいなのがあって、そこを回ってみるというのも一案かなと思います。可能であればですけども。

熊谷会長 いろいろアイデアを出していただいて下さい、調査をかけたたり協力を得るのは、一

番いいのは小学校とか中学校とか子どもたちです。子どもたちに君たちの周りで大事だと思う木とか好きな木とか何か挙げろという、沢山出てきます。また、小学校を通じて君のうちのお父さん、お母さんがそういうみどりにどのくらい関心を持っているのってアンケートをやると、大人にアンケートをまくとほとんど返ってこないんですけども、子どもたちが家に持ってくると、必死になってみんな答えて、それで回収率がいいんですよ。

ですから、そうすると地域でどこのみどりとか、どこにどういうおもしろいものがあるかというのを調査するのは、小学校の子どもたちに小学校の先生から出していただいて、そういうようなアンケートの調査が、私の経験からいっても一番回収率がいいんですよ。

やっぱり、子どもたちのことになると親御さんは非常に熱心に、正直に書いてくれるので、それをみどりの課じゃなくて教育委員会に協力してやってもらえればいいかなと。みどりは、みどりの課だけじゃなくて新宿区全体の資産なんだという各委員から強い意見があったということだと思えます。

みどり公園課長 私ども、保護樹木もそうですし、みどりのいろんな事業もそうですけれども、我々がこういった形で取り組んでいるよということが、一生懸命周知はしているんですけども、なかなか届いていかない。いろんな区の事業、同じようなことが言えるんですね。

そういった中で、我々も手前みそながらさまざまな努力はしておるところなんですけれども、1つは、前回お話しさせていただいた、昨年度、保護樹木通信というのを発行したり、それから、ホームページとか広報紙とかそういったものに定期的にPRしていくといった状況はございます。

先ほど、渋谷委員から推薦というお話もございました。平成3年ぐらい、みどりの新宿30選というのを、まさに区民公募で、この樹木が立派だ、これは景観にすぐれているというのを公募で選んで、それを30選という形でマップみたいなのをつくって表に出したことはあるんですけども、またそういった新たな、平成6年からですから、時代も経ていきますので、新たな何かができるかどうかとか、推薦という仕組みみたいなことも加味しながら、何かそういう方策がとれるかどうかというのが今後の検討課題かなと思います。

また、教育委員会との連携という形でいろいろできるかと思っておりますので、その辺は今後検討させていただければなと思っております。

熊谷会長 その30選で選に入った30と保護樹木との関係はどうなっているのですか。30選の30は全部保護樹木になっている……

みどり公園課長 全部指定されてはいませんが、学校ですとか公園の中にある立派な木

というのもその30選の中に含まれていますので、そういったものは指定されてはおりませんが、すみません、今、ちょっと手元に資料がなくて恐縮なんですけれども。

熊谷会長 そういう、せっかく区民の支援を受けたというか、協力得たのはできるだけね、今、区としても公共というかいろいろなそういうところのみどりもというときに、そういう区民の力でもって選ばれたものはできるだけ保護樹木へ指定していくような、そういうやり方をすれば防衛大臣もうんと言ふんじゃないかな。

はい、どうぞ。

鶴田委員 1つアイデアですけれども、先ほど熊谷先生の言う小学生の力というのはすごく頼りになると思う。親も参加したくなる仕組みとしては、自由研究のネタとして、例えば、僕も成長したときに未来の保護樹木になりそうなものを地域で調べてみようとかそういう、今の保護樹木を地図に、身近な環境を調べる学習、3、4年生のときのテーマでやったり、僕が将来大人になったときにきっとこれは保護樹木になる大きさになっているだろうみたいなものも含めて調べていただくみたいなことを、教育委員会とかに、もちろん公的にお願いするのもあれでしょうけれども、みどりの係のほうでこういうネタもあるよみたいなことを、例えばニュースレターのところに入れるとか、そうするとそれに気がついてくださる親御さんも、ちょうど夏休み終わっちゃうところなんですけれども、そういうことは少しドライブのかかることになるかなと思います。

渡辺委員 ちょっと1つ御報告、よろしいですか。

熊谷会長 どうぞ、どうぞ。

渡辺委員 各出張所には地域センターというのがございますね。そこで、それからまた地区協議会というのがあると思うんですけれども、私は箆笥のほうに属しております、あちらはすごく樹木が少ないということで、毎年みどりのほうの分科会でこの数年間、お花とか木をちゃんとかわいがってくださっている方を大体七、八名ほど表彰しております。それが今月の最終の日曜日に箆笥区民ホールでありますので、もしよろしかったら、去年も申し上げたんですけれども、いらしてください。樹木とまではいかないんですけれども、お花とか鉢植えとか、木を植えていらっしゃる方、もう大体選定いたしまして10人ほど、10人から8人ぐらい表彰いたします。

樹木を、私も保護樹木をちょっと対象にしましょうと申し上げたんですけれども、余にもそんなにないんですね、近場に。それを表彰するのはいかがなものかということで、まずは小道にあるとか、路地を入ったところでそういう草花に興味を持ってくださる方の表彰を

いたしますので、よろしかったらぜひいらしてくださいませ。

熊谷会長 何日ですか。

渡辺委員 今月の最終、28日です、日曜日。

熊谷会長 9月のね、28日。

渡辺委員 どこでも地区協議会ってありますよね。うちのほうは、まちづくりのほうとみどりと2つ分かれておまして、この数年間やっておりますので、少しずつみどりがふえてきたかなと思っております。

先ほど、パンフレットに載せたということで、南町の大野さんというお宅が載ったと思うんですけども、すごく喜んでいらして、私もちょっと知人のお宅なので、こういうのをやってくださってすごく励みになりましたとおっしゃっていましたので。

熊谷会長 ありがとうございます。

何かほかにございますか。

副会長、お願いします。

輿水副会長 保護樹木の存在を地域の方に知っていただくためのつまらないアイデアなんですけれども、例えば甲良町のやつなんてこれから指定するわけですよね。指定することは、この審議会のメンバーと、職員の方と、それから、所有者の方は知っているけれども、周りの人が知っているかどうか、余り知らないかもしれない。

だから、保護樹木に指定して、標識をつけるわけですよね。標識をつけるときにもっと大々的に紅白の幕か何かをばっとやって、くす玉か何か割ってばっとやると、これが今度保護樹木になったんだというようなことが認識していただけるかもしれない。

何を言っているかという、少し派手にね、地域の方にもやっぱり知っていただくという、そしてその標識をつけるタイミングを大事にして、それをうまく宣伝材料に使うと、もしかするといいかもしれない。子どもさんにも来てもらって、地域の。

熊谷会長 必ず区長と部長は行くと。

輿水副会長 子どもたちも来て、みんなで拍手してわあっとやるとか、そうすると、少し地域の方に認識していただくという、そういうお祭りをやってもいいのかな、イベントをやってもいいのかなという、思いつきですけども御検討ください。

輿水副会長 会長が行ってください。

熊谷会長 大丈夫ですよ、私は。交通費も全部、歩いていけますから大丈夫です。

はい、どうぞ。

椎名委員 この巨樹・巨木の状況って、みどりの調査の中でも出てはいますが、木が、巨木が結構、巨樹があるという状況の中で、それを保護樹木にするというのは、恐らくどこでも届け出制ですよ。持ち主がそれを認識して、じゃ、保護樹木に指定してもらいましょうと、ですから、その人の意思で届けるということですが、それを促進するというのはありますよね。ですから、よく持ち主の方に、こういう制度があると、制度で守られるんだということを宣伝するというのがありますね。

それから、会長がおっしゃったように、まちの人が見つけて、それを行政のほうで確認してというあれですよ。でも、これはなかなかほかのところではやっていないですよ。ここまで、こういう議論は恐らく全然していませんね、きっと、ほかの自治体では。新宿、最先端ですよ。私はそう思います。ぜひ、この最先端のをやっていただきたい。

最終的には、新宿には巨木とか巨樹とか、ちょっと概念がいろいろありますので、そこら辺はちゃんと仕切ってやってもらって、環境省や何かの概念もありますので、そうやって、新宿にはこれだけの巨木があって、そのうち保護樹木はこれだけあるよみたいなのがわかる。いろんな立ち入れないところがありますよね。プライバシーの問題や何かでありますけれども、現状ではこれだけあって、今、この樹木これだけ、そういうのがあるといいですね。

そのときに所有者の申し出る機会をふやしてあげる。それから、まちの人が、小学校とか、先ほど、地域センターの方とかそういういろんな、まちの情報を集めるような仕組みとか、何かそういうあれをつくられたほうがいいですね。こういう方法も、持ち主の方にやる方法、まちの人にやる方法、行政がどうやるという、何かそういうのをつくって、それで積極的に巨樹とか巨木とかを集める、情報を集める、それを今度は区民に返していく。それで、状況を知ってもらう。

要するに、副会長がおっしゃったように、盛り上げる話ですよ。盛り上げて、区民の方に、恐らく持っている方も自分の木がどのくらいの大きさだというのは、幹回り120センチ以上だということをわかっていないんですよ。そんなこと誰も考えていないですから。初めて、区の職員が行って測ってわかるという、こういう状況だと思うんです。どなたでもそうですよね。でも、それを知ったときに、そういう制度があるんだということで、何かそういううまい方法とかきっかけを、なかなか難しいですけども、これね。一番難しいですよ。

規則を決めて、罰則を決めて、届け出というようなことじゃないのですごく難しいんですけども、でも、そういうやり方がうまくいけば、一番強いきずながあるやり方だと思います。

す。ぜひそれを、ちょっと私も具体的にどうやれというのは提案できないので申しわけないんですけども、そういうあれでやれば、この保護樹木制度はバックボーンとしてのものがあって、その上に保護樹木制度があるという、全国屈指のものになると思いますので、頑張ってくださいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、解除と、それから指定について、原案のとおりお認めいただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおりお認めいただいて、4本解除、6本指定ということで、プラス2本になったようでございますけれども、この議題については以上をもって終了ということにさせていただきます。

まだ残っている議題がございますので、次へ進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎その他

みどり公園課長 それでは、ありがとうございます。議事次第の4番のその他について御説明させていただきます。3点、御報告させていただきます。

まず、1つ目ですが、みどりの係の事業についてということで、当委員会の皆様には保護樹木の指定及び解除、保護樹木に関することで私どものみどりの係といろいろな接点があるわけですが、それ以外にもいろいろな業務を行っているということで、例えば緑の普及啓発活動、公共施設の緑化、屋上や壁面とか接道部緑化に対する助成制度、新宿駅周辺、特にみどりが少ないですから、ハンギングバスケットとかプランターによる緑化というのも手がけております。また、緑化計画書制度を建築時に義務づけているものがございます。

さらに、神田川や妙正寺川におきます生態系の回復や親水性の向上を図るなど河川環境の再生に向けた事業であるアユが喜ぶ川づくり事業ということもやっております。

当戸塚地域センターにすぐ隣接して神田川がございまして。このセンターの3階にも神田川ふれあいコーナーといって私どもが管理している部屋がございまして。また、夏場、夏休み期間中に神田川を子どもたちに開放しているというのもございまして、きょうはそういったことをテーマに御紹介させていただきたいと思っております。

次に、（２）区民ふれあいの森の整備事業についてでございます。

当該事業につきましては、一昨年、委員の皆様にご覧いただいたかと記憶しております。当該事業につきましては、公園の隣接地を取得いたしまして、区民ふれあいの森として区立おとめ山公園の拡張整備を進めてきているものでございます。今年10月26日に開園式をとり行う予定となつてございまして、もう間もなく完成という次第になつてございまして、こちらにつきましても、報告をさせていただきたいと思つております。

最後に、（３）保護樹木の健全度調査の実施についてということでございます。

保護樹木の指定解除につきましては、本審議会におきまして毎回御審議をいただいているところでございますけれども、生育不良などを理由とした指定解除がいきなり出て、それが出る前に早目に手当てをすることで助けられる保護樹木があるのではないかと、そういった御意見をかねがねいただいております。

そこで、保護樹木の生育状況や管理状況などにつきまして、職員のほうで調査を行うことといたしました。本日はこの調査の実施内容につきまして御説明させていただきたいと思つます。

それでは、各担当より御説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局 事務局の田辺でございます。よろしくお願いいたします。

今、課長から説明がありましたが、事業名といたしましては、アユが喜ぶ川づくり事業でございます。

新宿区の神田川及び妙正寺川におきましては、従前から大雨等による水害が頻繁に起こつており、治水対策に重点をおいてきましたけれども、平成8年ですかね、神田川でアユが発見されたということをもとに、水害対策としての河川事業だけではなくて、自然と調和した親しめる河川に整備していくべく、東京都、それから、神田川等の沿いの自治体とアユが喜ぶ神田川をつくる研究会というのをつくりまして、神田川にかかわる情報を公開・提供していくとともに、地域の区民と協力して神田川をきれいな川に育てて、自然と調和し、親しめる新しい神田川にしていくという事業を実施しております。

まず、その代表的なものが神田川ファンクラブの企画・運営でございます。この神田川ファンクラブは、平成11年度に結成した区民の河川愛護クラブでございます。

対象は、小学生を中心とした区内在住・在勤の方でございます。神田川に関する施設の見学や生き物や水質の調査など、平成26年度は6回実施する予定であります。既に結成会、それから、生き物や水質の調査、水源としての井の頭公園の見学等を行つております。今後、

川のごみ調査やごみのクリーンアップ作戦、それから、これは環状七号線の地下調節池、水害のときの地下調節池の見学、それから、落合水再生センターの見学等を行う予定でございます。

写真にございますのが、上のほうが井の頭公園の見学の様子でございます。それから、お手元の資料の4でございますけれども、井の頭の水族園の見学とか、ふだん地域の方が目にしている神田川の上流の水源池である井の頭池というのはどうなっているんだろうかと、また、そこにどんな生き物がいるかということで見学会を実施したものでございます。

次です。この戸塚地域センターの3階に神田川ふれあいコーナーというものがございます。1階には水槽がございまして、こちらにお見えになるときにご覧いただいた委員もいらっしゃるかもしれませんが、ここには神田川に生息する魚を展示しております。それから、3階の神田川ふれあいコーナーですが、神田川の生き物や治水や歴史・文化、それから、イベント等の紹介をするためのパネルが40枚程度、それと、神田川の地形の模型図というものが展示してございます。なお、この展示パネルにつきましては、年4回テーマごとに入れかえをして、季節ごとの神田川の様子ということで情報の提供をさせていただいております。そのほか、この神田川ふれあいコーナーでは研修室というのも併設しておりまして、ここでイベントや講座等の実施もしております。

次に、神田川親水テラスの開放でございますが、これは平成22年度から実施しております。毎年夏休み期間、当初は15日でしたが、その後、現在は夏休み期間30日間、テラスを開放してございます。ちょうどこの戸塚地域センターの北側の神田川の部分でございまして、写真にありますように、階段でテラスまでおりて、一部河川の流水から引っ込んだような形でテラス状になっておりまして、ここから、15センチから20センチぐらいの水深なんですけれども、このテラス前面の河床に長靴等で子どもたちに入ってもらいまして、ドジョウとかスジエビとかハゼの仲間のウキゴリといった魚を採取して観察していただくというようなことを行っております。

次に、エの神田川夏休みこども体験講座でございますが、これも平成22年度から親水テラスの開放期間に合わせて毎年夏休みに小学生を対象に実施しております。水質調査や生き物調査等を4回、4日間連続した講座として行っております。

それから、オの神田川生き物調査でございます。平成8年度から毎年実施しておりまして、職員による調査、それから、区民参加による調査という二本立てで毎年実施しております。

アユの採捕につきましては、東京都の特別採捕の許可をとった上で職員が投網、写真左上

にございますけれども、投網を使ってアユの捕獲、採捕をしております。平成8年度から目視での確認も含めてアユは毎年確認されてきました。現在、魚類でいいますと、10科21種が延べとして確認されております。

それから、最後でございます。カの水元の再現イベントでございますが、これも神田川親水テラスの開放期間に合わせて実施したもので、新宿区の染色協議会及び戸塚地区協議会と協働で開催しました。これは、神田川の歴史と文化に触れるものでもございまして、昭和30年代まで神田川で行われておりました染物の水洗いの工程、水元と言うそうですが、これを新宿区染色協議会の方がテラス前で実演をして区民の方にご覧いただきました。また、同時に神田川ふれあいコーナーでは、協議会の方の染物の展示を行ったほか、子どもたちによる染色体験も実施しまして、右下の写真は地域センターで染めたものを実際にテラスに持って行ってその神田川の水でじゃばじゃばと水洗い、水元の小さいような体験をしていただいたというものでございます。

このように、夏休み期間に限りましても、みどり公園課みどりの係ではこのような神田川関係のイベント、事業を実施しております。

簡単ですが、以上でございます。

事務局 事務局のみどり公園課公園計画係の天井と申します。

私のほうから区民ふれあいの森の整備状況について御説明いたします。資料5をご覧ください。

区民ふれあいの森の整備ですが、具体的には先ほどありましたように、下落合二丁目に位置する区立おとめ山公園の拡張整備事業のことでございます。

1番の事業概要にもあるように、おとめ山公園というのは豊かな森や貴重な湧水といった自然に恵まれた新宿区の貴重な財産となっております。また、江戸時代は將軍家の御狩場であったり、その後、大正から昭和初期にかけては相馬中村藩の藩主であった相馬家の邸宅や庭園として利用されるなど、まちの記憶が残る歴史豊かな空間でもあります。

区では、この自然と歴史豊かなおとめ山公園を核にしてみどりや湧水の保全・拡充を図り、あわせて地域のレクリエーションの場や防災拠点を創出するため、公園の隣接地を取得して、区民がみどりと触れ合う区民ふれあいの森としておとめ山公園の拡張整備を進めてきているところです。

それでは、ちょっと1枚めくってA3の資料をごらんください。

こちらがおとめ山公園の全体平面図になります。青い線や赤い線で囲われている箇所が拡

張整備区域となります。線で囲われていないところが従前から公園としてある場所になります。従前からある公園は昭和44年7月に開園しまして、広さが約1.5ヘクタールほどございます。拡張整備につきましては、赤い線で囲われている中央ゾーンとCゾーンと書かれているところが平成24年度に整備工事を行い、平成25年4月に既に開園して使っていただいている場所になります。そして、青い線で囲われているAゾーンとBゾーンと言われているところ、ここが平成25年度から本年度にかけて整備工事中の箇所になります。現在工事を行っている箇所は、本年10月に工事を完了して開園する予定となっております。拡張整備区域が約1.2ヘクタールございますので、従前からある公園と合わせて約2.7ヘクタールの公園ということで、全体ができた暁には、新宿中央公園に次いで区立公園としては2番目に大きな公園ということになります。

それでは、また、もとのA4の資料にお戻りください。

3番の整備スケジュールについて御説明いたします。

この事業が本格的に始まったのは、平成21年度からになります。計画や設計につきましては、平成21年と22年度にかけて全体の基本計画や基本設計をつくりました。そして、23年度と24年度に各ゾーンの実施設計というものを実施いたしました。

また、用地の買収につきましては、平成21年度から23年度にかけて、中央ゾーン、Cゾーン、A・Bゾーンを順次取得してまいりました。整備工事につきましては、先ほども説明したとおり、24年度に中央ゾーンとCゾーンを、25年度から26年度にかけてA・Bゾーンの工事を行っているところでございます。

それでは、この後、パワーポイントのほうで現在の整備状況等について御説明させていただきます。

まず、こちらの地図でおとめ山公園の地形の特徴についてちょっと簡単に御説明いたします。こちらの地図は、昭和初期のおとめ山公園周辺の地形を現在の地図に落としたものです。こちらで赤く囲われているところが、拡張区域も含めたおとめ山公園の区域になります。この茶色い色、こちらが台地となっております。そして、この黄色い色が斜面地で、水色のところが低地となっております。

ということで、おとめ山公園というのが、こちらのほうに妙正寺川、神田川が流れているんですが、そこに向かって斜面地のところのちょうど途中に公園があるということがわかるかと思えます。そして、ごらんいただくとわかるように、大きな谷ですね、谷戸と呼ばれている谷地が公園の中にあることがわかるかと思えます。こちら側の谷地、谷戸につきまして

は、公園という形で残りましたので、現在も姿を見ることができますが、こちら側、より大きな谷戸につきましては、その後の宅地開発等で埋められてしまって、現在ではもう姿を見ることはできないような状態になっております。

次、お願いします。

これが拡張整備をやる直前のおとめ山公園の航空写真でございます。ごらんいただくように、こちらとこちらが従前からある公園なのですが、非常にみどり豊かな森になっていることがわかるかと思えます。そして、こちら、これがAゾーン、Bゾーン、Cゾーン、中央ゾーンという拡張整備区域ですけれども、それぞれ住宅になっているということで、従前の谷戸地形であるとか、みどり豊かな姿というのは失ってしまっているというのがこの航空写真からもわかるかと思えます。

次、お願いします。

こちらが、先ほどもごらんいただいた全体の整備計画平面図です。この真ん中がおとめ山通りという通りなのですが、この通りから右側につきましては、先ほど見ていただいたように大きな谷戸があったということで、このBゾーンとCゾーンというものはみどり豊かな谷戸地形の再生ということをテーマに整備工事を進めてきております。そして、こちらのAゾーン、こちらにつきましては今回取得した土地の中では比較的平らな土地ということもあって、地域のレクリエーションや災害発生時の防災拠点というような使い方を考えております。

また、先ほど言った、大正から昭和初期にかけて相馬子爵のおうちがあったんですけれども、ちょうどこのあたりに邸宅があったようなんですけれども、そういったこともあって、Aゾーンではかつての下落合の歴史的な景観の再生ということも行っております。

そして、こちらの中央ゾーンにつきましては、それぞれ取得した各拡張区域、あるいは、既存の区域と拡張区域をつなぐ重要な結節点という形の整備を行っております。

次、お願いいたします。

これがAゾーンの現在の状況です。Aゾーンは現在、昨年度から本年度にかけて整備工事を行っているところになります。こちらがみんなの原っぱと言いまして、地域のレクリエーションや防災の拠点となる原っぱですね、大体広さが約2,000平方メートルほどございます。そして、こちら、ちょっと写真だとわかりにくいんですが、Aゾーンというのはかつて、先ほど言いましたように相馬邸の敷地の一部でした。相馬邸には当時、南向きに松を点在させた大きな芝生の斜面地があるということが当時の写真でわかっております。ということで、相馬邸の面影が感じられる空間として、芝斜面の再生ということを今回こちらのほうで図り

ました。また、水琴窟と言いまして、大体江戸時代初期ぐらいに手水鉢の排水方法を工夫した中で生まれたものではないかと言われている、水が落ちたときに非常にいい音がする施設なんですけれども、こういったものもちょっと歴史的な意味合いで区立公園としては初めて設置しております。

次、お願いします。

こちらがBゾーンです。こちらも現在整備工事を行っているところで、谷戸地形の再生ということをテーマに工事を今進めているところです。これが坂の上から、上のほうから下を撮ったところなんですけれども、この敷地が大体、全体の長さが約100メートル弱、高低差が大体8メートルあるんですけれども、緩やかな谷状の地形を今回の整備工事の中で再生するというようなことを行っております。

お願いします、次。

こちらがCゾーンです。こちらにつきましては24年度に整備工事を終えて、現在既に皆さんに使っていただいているところなんですけれども、こちらもかつて住宅地として宅地造成されていたんですけれども、Bゾーンと同様に谷戸地形の再生ということで、谷地形を改めて再生するという行っています。

また、あわせてこちらは既存の湧水の池から水を導入することで、新たに流れや池をつくることで水辺空間を新たにつくるという行っております。あと、こちらがCゾーンの南側の出入り口なんですけれども、ここにございますのがソーラー発電の照明灯になっております。こちらの公園が地域の避難場所になっているということで、災害時等でも安心して公園に来られるように、夜間、停電時でも公園の出入り口等がわかるように、今回の拡張整備区域の中でこういったソーラー照明灯を6基設置しております。

次、お願いします。

こちらが中央ゾーンになります。こちら平成24年度に整備が終わって、現在皆さんが使っているところになります。こちらが、いろいろこれまで整備してきている拡張整備区域と、あと既存の区域を結ぶ重要な場所として、ふれあい広場というような形に整備するとともに、従前からあった貴重な樹木等もできる限り保全するような形で設計上工夫いたしました。

では、次、お願いします。

こちらは林間デッキというものになるんですが、こちらは現在整備工事をやっている中で設置を進めているものです。先ほどのAゾーンと中央ゾーンを結ぶ形で設置されるデッキなんですけれども、このデッキを設置することで、各拡張整備区域同士をバリアフリーで結んだり、

あるいはおとめ山通りで挟まれた西のエリアと東のエリアをスムーズにつなぐことができるということで、非常に利用者にとっては有益な施設ではないかと考えております。幅員が約1.8メートル、長さが約50メートルほどある施設でございます。

それでは、また先ほどの資料に戻っていただいて、資料5番の4番の今後の予定をごらんください。

現在工事中のA・Bゾーンは、今年の10月26日の日曜日から供用を開始する予定になっております。この10月26日は、おとめ山公園がいよいよ全面開園するということで記念のイベントを開催する予定でおります。記念式典や、子どもたちを初め、来園者が楽しめる催し物を実施する予定で、現在イベントの具体的な内容について最終的な検討を進めているところでございます。

今後、おとめ山公園が全面開園して、多くの方に来園していただいて、おとめ山公園の魅力に多くの方が触れていただけたらなというふうに考えております。

説明のほうは以上でございます。

みどり公園課長 では、引き続き、資料6のほうを御説明させていただきます。

事務局 事務局の小谷でございます。資料6の保護樹木の健全度調査の実施について御説明させていただきます。

私どもが今1,000本余りの保護樹木、指定させていただいていますけれども、この健全度調査を実施したい。その目的でございます。保護樹木の生育状況、現在の生育状況、あるいは所有者の方がどういう管理をされているか、そういった状況を把握したい。それから、保護樹木が、適正な維持管理がもしなっていない場合、それに対しての支援をしたり、それから、特に要注意樹木等の早期発見、枯れてしまいかあるいは病気になってしまう、そういった木をなるべく早期発見して何らかの予防をしたい、こうしたことを目的としております。

調査方法、2番につきましては、今年度ちょっと初めての試みというところもございまして、ことしの9月から年明け1月までにおおむね100本程度を調査したい。特に指定から40年を経過した保護樹木、40年経過したものを区の職員によって調査するというところでございます。

実は、保護指定から40年ということなんですけれども、ちょっと経過なんですけれども、もともと昭和37年に都市の美観風致を維持するための樹木保存に関する法律という国の法律ができて、各市町村で保護樹木の指定ができるようになりました。ただ、昭和50年ぐらいまではずっと東京都がこの法に基づいて保護樹木の指定をしてきたんですけれども、昭和50年

前後に23区の中ではそれぞれ条例を制定してこういった保護樹木の指定ができるような法整備をしまして、新宿の場合は昭和48年、今から40年以上前なんですけれども、新宿区の緑と花の条例というのを制定いたしまして、このときから現在の保護樹木の指定が始まって現在に至っております。

この昭和48年で、大体約10年間で指定本数が1,000本になりまして、その後、指定と解除とを繰り返して、現在トータル1,000本ということなんですけれども、一番古いものは40年以上経過しているということで、これがおおむね300本近く、今台帳上ございます。これを今回中心に調査をしたいと。

調査の内容でございますけれども、所有者の方にいろいろ管理の状況ですとか、聞き取りをする、それから、当然ながら、生育状況、健全度の調査と、形状とかを計測します。特に、40年以上前に指定したときの寸法もありますので、そういったもの、どのくらい生育、生長しているか、そんなところを見る、あるいは病害虫の有無とかを調査する。

それから、ウの生育環境ということで、例えば隣地に近づいていないかとか、あるいは道路後退が予想されて、どうなのか、あるいは日照が変わった、通風がよくない、そういった環境的な要素もあわせて調査したいと思っております。

その結果を、保護樹木カルテ、要は履歴書をつくりまして、今後これに対しての支援とか、あるいは、管理とかしたものの経歴をそのカルテに記入していきまして、所有者の方と区のほうで、双方で情報を共有していくということでございます。

3番目の調査結果の活用ということで、こうしてつくった保護樹木カルテをもとに、1番目としまして、要注意樹木への支援を実施ということで、このカルテの中から特に支援が必要なもの、あるいは場合によっては定期的に巡回が必要なもの、そうしたものをリスト化して、常に区と所有者の方と同時に注意を払っていく。

それから、(2)で、実は前回の審議会でもございましたGISという地図情報、区のですね、パソコンの地図情報には既に保護樹木の登録、どこにあるということは登録されているんですけれども、今回、このカルテをこの電子化して、この地図情報にも取り込んで、例えば場所がわかればすぐ、どの樹木なのかカルテを見られるようにする、そんな形、職員が迅速に対応できるような、そんな取り組みも考えてございます。

それから、(3)その他といたしまして、今後いろいろ御意見をいただいた内容、そんなこと含めて保護樹木のあり方、問題点ですとか、そういったものを見直すためのいろいろ検討材料としていきたいということで活用していきたいというふうに考えております。

今年度は、時期的に期間が短いので100本程度を予定していますが、今後の予定といたしましては、本当に指定年数の古い樹木から順次、随時、次年度以降も調査を実施していき、適正な維持管理、それから、要注意樹木の予防、そういったものを迅速にできるような、そんな体制づくりをとということで今回実施予定の健全度調査の内容について御報告させていただきます。

みどり公園課長 長くなりました。報告は以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、事務局のほうからその他として3つ報告をいたしました。何か御質問、御意見ございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

順に、みどりの係の事業、それから、区民ふれあいの森の整備状況、保護樹木の調査という順でも構いませんけれども、お気づきの項目について、どうぞ御発言をお願いしたいと思います。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 おとめ山公園のことですけれども、これは、開館の日時とか、時間と日にち、今ずっと開園しているわけですね。それから、門とかがあるんですか、幾つか、何カ所か門とか、自由には入れないようになっているんですか。その辺の、セキュリティーの……

事務局 現在のおとめ山公園は、委員御指摘のとおり閉鎖管理とあって、夜の間は閉まっちゃうんですけれども、これから拡張する場所についても、これまでの話し合いの中で同様の管理をしていこうということになりましたので、引き続き、同様に夜になると鍵を閉めて入れないような形にしてしまうというような管理をする予定になっております。

熊谷会長 開園は9時……

事務局 いや、もっと早いです。

みどり公園課長 おとめ山公園ですけれども、4月から9月、夏場ですね、朝7時から夜の7時まで、冬場、10月から3月までは、朝7時から夕方5時までの開園となっております。

渡辺委員 入り口というのはどの辺にあるんですか、この……

事務局 先ほど見ていただいた資料5のA3の平面図をごらんいただきたいんですが、赤三角、結構たくさんあるかなというぐらい。

渡辺委員 ここにはどなたかいらっしゃる……

事務局 各入口については、開けるときの閉めるときに人が回って、順次閉めたり開けたりということをしております。

熊谷会長 管理事務所は常駐……

事務局 そうです。現在常駐になっております。公園開園中は必ず人がいるような形になって
います。

熊谷会長 夜間は無人。

事務局 夜間はそうですね、閉めた後はいません。

熊谷会長 監視カメラがついているのですか、園内。

事務局 監視カメラは今のところございません。

熊谷会長 いずれ必要になるかもしれないね。

事務局 ただ、先ほど言ったように、こちらは地域の避難場所になっているということもあつて、夜の間は、じゃ、どうやって入るんだというのがあるので、これから地域の方にも御説明するんですが、幾つか鍵を地域の方にお渡しするというのと、今回は番号を押すとあけられる入り口をつくってありますので、それをまた地域の防災関係の方とかにお教えするというようなことを今後は予定しているところです。

熊谷会長 いずれ、それこそ9月1日か何かにあれの訓練で避難のあれをしないとね。今、そういうことが大事だから、公園のね、役割は。

事務局 それで、ついでなので、防災関係、どんな施設があるか。先ほど太陽光発電の照明灯のお話をしたんですけれども、それ以外に災害時に使用できるような災害用トイレをAゾーンとこちらのCゾーンというところにつくってございます。

それとあと、それに伴って、災害用に、例えば災害用トイレというのが下水道直結にすると、どうしてもお水を上から流さなきゃいけないということで、断水時でもそのトイレが使えるように、こちらのほうに貯水槽、防火用というわけではなくて、そういった災害用トイレであるとか、生活用水等に使ってもらうような貯水槽を設置しております。

あと、こちらのところにも湧水を利用して、湧水を結局そのまま下水に流すのではなくて、一回貯水槽のような地下のピットに水をためてから流すというような形の貯水槽を設置しております。あと、こちらにはかまどスツールといって、災害時にかまどとして使えるスツールなども設けたりということをしております。

何よりも、これまで森が中心の公園で広場というのがなかったんですけれども、今回、こちらにみんなの原っぱ、あるいは谷戸のもりとか水辺のもりにも、森だけではない、ちょっと開けた場所というのをつくりましたので、こういった場所が災害時にはいろいろな使い方ができるのではないかとというふうに私どもは考えているところです。

熊谷会長 備蓄の食料や何か置いていないのか。

事務局 そうですね、実は、こちらの公園とこちらの中学校、小学校をあわせた形で避難場所という設定をされていまして、こちらに中学校とこちらに小学校があるんですけれども、備蓄倉庫的なものはそういった建物の中という形になります。

熊谷会長 ほかにいかがでしょう。

洪江委員。

洪江委員 同じくおとめ山公園についてなんですけれども、この拡張した、特にBゾーン、Cゾーンの谷戸の樹木の再生といいますか、こちらの保護樹木なんかの一つの理想形として大変楽しみにしたいと思っております。

1点ちょっと気になることがあるので伺いたいですけれども、この既存公園というのは、管理は別なんですか。

事務局 同じですね。

洪江委員 同じですか。この中にホタル舎というのがあるんですけれども、これは、ゲンジボタルとヘイケボタルで大分違うんですが、今、メダカ等も遺伝子攪乱^{かくらん}の問題が指摘されていますけれども、ゲンジボタルの種というのか、外に出ないようにしているのか、外に放しているのか、あるいは地域の在来種を使っているのか。ヘイケボタルは1パターンなので余り大きなあれがないのでいいんですけれども、いずれ、理想形としては里山の、こちらの谷戸のほうに出ていって飛ばすてきかなと思いますけれども、その辺の、ゲンジボタルなのかヘイケボタルなのか、舎の中で完結しているのか、外に出るのか、もしおわかりになれば教えていただけますか。

事務局 ホタルとしては、ヘイケボタルだけではなく、今ではゲンジボタルも飼育しています。それで、現在は地域の方たちがサポーターという形でホタルの飼育を行っておりまして、基本的には外に放すということではなくて、この小屋の中で完結させる。あるいは、近くにある管理事務所の中に飼育箱等もありまして、そういったものを活用して飼育をして育てると。

洪江委員 もともところら辺に生息していたのを……

事務局 いや、もともとは成育はしていませんね。

洪江委員 どこかから買って、毎年購入しているんですか。

事務局 この中で成虫になって生んだ卵を育てていると聞いております。

洪江委員 わかりました。ありがとうございます。

熊谷会長 ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。日南田委員、お願いいたします。

日南田委員 神田川のことなんですが、親水テラス開放という写真が載っておりますけれども、これはどこにあるのでしょうか。

熊谷会長 事務局。

みどり公園課長 この当地域センターの北側……。

日南田委員 ここのセンターのですか。そうですか。

みどり公園課長 はい。もう出てそこ、廊下から見ていただくとすぐ見えると思います。後ほど御案内させていただきますので。

日南田委員 ありがとうございます。

神田川といいましても、1級河川だから長いですよ。それで、一部だけが今こういうふうに活用されているのではないのかなと思ったのは、うちのほうは神田川のすぐそばにあるんですけれども、こういう川の利用というのは全然できるような状況じゃないんですよ。だから、うちの地域の小学生というのはこういうことは全然やっていないだろうと思うんですけれども、そういうことに関しては別に検討されているわけではないんですね。一応ここだけでおやりになっているということで。北新宿三丁目。

みどり土木部長 そうですね。ここは我々新宿区としてもぜひ、神田川は以前は水害とか悪臭がするというので、どっちかという川を向いて生活というよりも背を向けていたという時代がございましたが、大分水質も、東京都の下水道局の水質がよくなったとか、下水を直接流さなくなったとか、さまざまな工夫をして大分改善されてきました。そういったこともありまして、もっともっと川に親しんでもらおうというのが大分前から東京都とか神田川沿いの区市町村が協議しておりまして、この新宿区の中もやはり、川の橋の上から見てもらうというよりも、もっともっと川に入ってもらおうじゃないかというような考えが大分前からございまして、幾つかの場所に川におりられるような工夫を何か所かしてございます。

今、1つはこの前ですとか、もう少し下流のところも、豊島区さんとの境あたりのところもそうなんです、ございますし、もっと上流に向けても、これはまだ構想なんです、河川改修とあわせて整備をやらないとできないものですから、この富士大学さんのもうちょっと上流に区立の宮田橋公園ってございまして、あちらも河川改修が行われれば降りられるようにしようというような幾つか構想がございまして、ここのテラスは川の工事ができたところにあわせて東京都さんをお願いをしてつくったという経緯がございまして。

できれば何か所かそのようにつくって、お子さんだけじゃないんですが、もっと川に親し

んでいただけるようにしていきたいというところでございます。

ただ、川ですので、急に雨が、きょうもそうなんです、降るとかありますので、日常的にはやっぱり、こういう都市河川ですので、10分も強い雨が降ると1メートル、2メートル、ぐっと上がってしまって、とてもじゃないですけども、流されてしまうという心配もございますので、きょうお見せする、ああいうときも雨の情報を、この建物の3階のほうで情報収集したり、つまり、そういった気を遣いながら、もし、雷注意報であるとか大雨注意報が出たら、申しわけございませんが、晴れていても上がってくださいとか、そういった安全面にも配慮しながらできるだけ親しんでいただこうというような工夫を4年ほど前から始めたというところでございます。

熊谷会長 水位がある程度上がるとサイレンか何か鳴るのですか。

みどり土木部長 そうですね、こちらについても。だから、今回も水元、先ほど説明しましたけれども、あのときも数日前、台風だったかな、集中豪雨だったかな、来まして、さっき見た神田川調節池に水が入りまして、それをポンプアップで上げているんですね。そうすると、10センチぐらい平水位から上がると、もうかなり水圧を受けまして、立っているのがやっという状況なので、本当にそこについては十分注意しながら開放しているという状況でございます。

今年はまだ終わってしまいましたけれども、もっと多くの方に来ていただければと思っていますので。大体年間900人から1,000人ぐらいでしょうか、30日間ぐらい来ていただいて……

日南田委員 ここへですか。

みどり土木部長 はい、来ていただいている状況でございます。

日南田委員 そうなんですか。

輿水副会長 管理の責任者は部長でしょう、土木部長。

みどり土木部長 私でしょうね、そういう認識がなかった部分あります……

輿水副会長 いやいや、子どもが滑って転んだり、責任者でしょう。

みどり土木部長 大分以前、神戸のほうでやっぱり増水して亡くなった方もいらっしゃるの、そこだけは本当に安全を十分注意しながら開放しているというところでございます。

日南田委員 川幅がそんなに広くありませんので、少し強い雨が降ると水量が一気に多くなるんです。物すごい流れになるんですけども、雨が上がると、さあっとまた引いちゃう川なんですよね。ですから、常時は本当に10センチか15センチ、20センチぐらいしか水量が流れ

ていないんですけれども、だから、川に親しんでくださいと言われても、今の状況では、うちのほうはちょっと無理だろうなと思って。

みどり土木部長 そうですね。今後、開放していけば、さっき言ったようにデータもとっているんですが、監視員もつけまして、万が一になるといけないということで、下流でいつも見ながら、監視しながらそういった開放をしているというところでございます。

熊谷会長 広島級の雨が来たら、全部水につかっちゃう。

みどり土木部長 あれはちょっと、実際、そうですね、時間……

熊谷会長 昔だって、台風来るたびにこの辺全部水につかっちゃったもの、床下、床上。

みどり土木部長 そうですね。

日南田委員 神田川がもう昭和54年ぐらいですかね、大雨で、それであふれちゃったんです。それで、川の水位よりも住宅地のほうが低いものだから、橋のところから全部流れ込んで、うちは大丈夫だったんですけれども、ドアの半分ぐらいまで水が来たというところもあったんですね。それがあって、神田川を改修して、拡幅して、道路を拡幅してというか、立ち退きも結構させられたんですけれども、それをやってからは、50ミリ雨が降るとサイレンが鳴るということになっているんですけれども、まだ一度も鳴ったことがありません。それは助かっております。

みどり土木部長 やっぱり、治水対策が重要なので、河川改修は東京都なんですけれども、公園の地下に調節池作って、増水するとそれを受けとめてまた流すとか、かなり神田川、妙正寺川については、正直言いまして我々の経験で、軽々には言えませんが、以前は本当30ミリも降らなくてもあふれたということは過去にございましたけれども、今は50ミリぐらいの雨でしたら、降り方にもよるんですけれども、かなり強くなってきたかなとは思っていますが、この間のような形になりますととてもとても、まだまだかなとは思っております。

あと、東京都は環七の地下に河川調節池というのをつくっております。あれがかなり効果がありまして、上流でピークカットしていただけるので、かなり新宿あたりでの神田川への負担というのは軽減されてきたかなとは思っていますけれども、余り安心すると危ないので何とも言えませんが、そんなような、水害対策についてはかなり力を入れて進んでいるかなというのが我々の認識でございます。

以上です。

日南田委員 ありがとうございます。

ついでで申しわけないんですけれども、防災に関して、神田川の水を使ってB級ポンプを

使用したらどうだと言われることがあるんですけども、今の状況ではちょっとできないんですよ、工事しないと、あそこの川は。

みどり土木部長 そうですね、なかなか下には入れない状況がありますので。

日南田委員 それで、一度、かなり前ですけども、それを使ってうちのほうでD級ポンプの訓練をしたことがあるんですけども、木の葉や何かが入っちゃってとても……

みどり土木部長 ちょっと危機管理課のほうに伝えておきます。

日南田委員 それからやったことがないんです、だから。

みどり土木部長 わかりました。

日南田委員 すみません。どうもありがとうございました。

熊谷会長 ありがとうございました。

ちなみに、このみどりの係の事業のアユが喜ぶ川づくり事業というのは、年間の予算はどのくらいですか。予算を聞かないと、この写真だけだとどうもわからない。

みどり公園課長 すみません、今手元に予算資料がないんですけども、アユが喜ぶ川づくり事業はそんなに、五、六百万、そのくらいかなというオーダーでございます。

神田川ファンクラブというのは、私どもが主催といいますか事務局になって、いろんなメニューで区民の方に神田川を知る場を提供している、機会を提供している、そういう事業でございますので、助成しているということではありません。

鶴田委員 この生き物調査とか、文化の体験とか、すごくいい活動をやっていらっしゃるなど思って、ここは、染色協議会さんとか戸塚地区の協議会さん、ほかに、例えば生き物調査とかでNPOさんとかそういう方々の協力は得られているんですか。

熊谷会長 事務局、お願いします。

事務局 特にNPOということではなくて、水元はもちろん染色協議会ですが、生き物調査のときは、私ども職員とあと、一応、いろいろ講座のときに生き物の解説をしてくれるような方ということで、そういった関係の会社の方に講師をお願いしたりとか、あと、先ほどちょっと夏休みに講座があったんですけども、これは、講座のほうも業者に少し委託をしましてやっているということでございます。

鶴田委員 こういう、せっかく、先ほど実は保護樹木のときにも言いましたけれども、これだけお子さんたちが集まるポテンシャルがあるので、こういうときにも保護樹木の宣伝をするとかそういう調査シートをお土産に持って帰らせるとか、何かそういうのができそうですね。

熊谷会長 どうぞほかに御質問、御意見あれば。

保護樹木のこの調査は、来年の1月になると結果がばっちり出てくるわけね。

事務局 最初の100本程度という調査の中で少し傾向を見たいということと、あと、今後……

熊谷会長 カルテは100本、カルテは100本は全部つくる……

みどり公園課長 試行的なという意味合いもごさいますが、とりあえず今年度は100本挑戦してみたいなと思います。そこでいろんな課題ですとか傾向が見えてくると思いますので、その上で次年度以降……

熊谷会長 GISも100本はつくる。

みどり公園課長 はい、そうです。

熊谷会長 これはいいあれだよ。皆さん、楽しみにしているよ。1月ということは年度内に見られるということだもんな。

みどり公園課長 次回報告できるように頑張らせていただきたいと思います。

熊谷会長 えらいな。これも、だけど、結構事業費かかるでしょう。

みどり公園課長 はい。これは、かねがね委員の皆様、この委員会でもいろんな課題が出ています。そのプロセス管理というのも1つそうですし、表彰していくということも1つ課題としてあります。

そういったものを、じゃ、どういったものをターゲットに表彰すればいいのかとかいうことを考えたときに、単純に年数じゃないよねというのがあって、じゃ、どういう維持管理をしているんだろうと、その実態もわからないじゃないかという議論をしていく中で、じゃ、実態調査をやってみようじゃないかと、そういうふうにしてやることを決めたものですから、とりあえず職員のほうで、職員の給料の範囲で……

熊谷会長 審議会が提案しているから、予算化してやっていただいたほうがよいと思います。何でもかんでも事務局の皆さんに負担がかかるようでは、少なくとも審議委員の皆様も常に心が重く申し訳ないはずです。

それを実際に予算化したり事業化することについては、また審議会の委員の方々もぜひバックアップをできる範囲でしたいと思いますので、それから、先ほどちょっとお話にも出ましたけれども、他の部局とか何かの協力とか調整とかそういうことも多分、みどりの課なり公園土木のところから持ち出していくというのは非常に言いにくいと思うので、それについては審議会のほうで、例えば提言書とか何かをあれして上げていただくとか、ここはどこですか、区長室かな、どこに上げるかわかりませんが、そういうようなことにぜひ利用していただいて、かなというふうに、非常にこの事業を一生懸命やっていただいているん

ですけれども、私としてはちょっと心配なのはその辺で、オーバーロードになって疲れちゃうばかりで余り結論が思ったほど出ないなんていうと、一番結果的にはよくありませんので、ぜひ……

部長。

みどり土木部長 会長、これは心強いお話をいただき、ありがとうございます。

熊谷会長 うるさいと思っているんでしょう。

みどり土木部長 いやいや、ただですね、ただですねと言うと、すぐ否定するみたいになっちゃうんですけれども、大変ありがたいので、我々もすぐにそういう委託とかやりたいなというのが本音としてはございます。

ただ、今の財政の中で、新しい予算をつけてもらうというのはやっぱりある程度、どんなことをやるのとか、それから、どんな結果が出て、どんな展開になるのというのをある程度我々も示していかないと、なかなかすぐに予算をつけてくれるという状況じゃないというのが、新宿区の財政状況もございますので、とりあえず今回100本って、あくまでも本当に試行的に、問題をある意味では抽出するためのものだというふうに御理解いただきたいと思っています。

そして、やっぱり、こういうのは継続していくことが大事だと思いますので、継続についても、我々負担もございますので、さまざまな事業をしているわけなので、やっぱり委託というのが一つあるかと思うので、そこに一つの、第一弾ということでやってみようというような思いでございますので、また、それを次回の報告もさせていただいて、またお話も、御意見なども賜って予算化に結びつければありがたいかなというところでございます。

どうもありがとうございます。

熊谷会長 だんだん議会の答弁みたいにな……

みどり土木部長 すみません。

椎名委員 関連して。調査、これはすばらしいですね。ぜひやっていただきたいと思います。

所有者への管理状況の聞き取り、これが一番大事だと思います。職員であっても、専門の人であっても、見るのは年1回だけですから、やっぱり毎日見ている人、ただ、認識がないものですから、そこから聞き出すという仕組みが用意されればいいんじゃないですかね。管理、樹勢や何かに影響があるということをどうやって聞き出すか。みんな知っているんですよ。知っているけれども、それと結びついていないものですから、所有者の人は。それをうまく聞き出すフォーマットというかやり方を考えられるといいと思いますね。

それとあと、このカルテ、保護樹木カルテというのは、一方では調査かもしれませんが、一方では所有者にとっては、管理者にとってはある意味、保護樹木に指定されるメリットですね、これは。これをやっぱり強調されたほうがいいと思います。カルテをつくって、それを何かビジュアルに見られるような、数字のものなら結構ビジュアルにあらわすことができると思うんです。そういうものもちょっと検討して、所有者がわかりやすいような、この木はこうなっているというのがわかりやすいようなものに加工する部分も必要ですね。何かそんなことを、100本は試行的にやられるんでしょうから、そんなことを考えて、いろんな局面に使えると思うんです。所有者の方とか管理者の方とか、その組織の人とかね、いろいろやれると思うんです。そういうあれをこの機会に、どういうところに使えるかというのをいろんな形で、これをもとにして検討なさったらいいと思います。

でも、やっぱり所有者への管理状況の聞き取りが大事ですね。例えば、埋設管とか舗装とか、それから踏圧、要するに下を駐車場に使っているとかそういう情報が、どのくらい使っているとか、頻度がどのくらいとかそういうものを聞き出すような、向こうは何とも思っていないけれども、実は木にとっては重要な情報だったりしますので、そこを予備のときに調べてうまく、こういうことを聞き出したらきっと役に立つとか、そういうのを検討されるといいと思います。

でも、これができれば画期的ですね。早く、1,080本ですか、やれるといいですね。お願いします。

熊谷会長 ぜひ、その聞き取り調査の質問項目については、椎名委員にいろいろお伺いして、よければつくっていただいて、多分、幾らよこせっておっしゃらないと思うので大丈夫。専門の方に見ていただいたほうがいいよね。

それと、基本的には、やっぱり、聞き取りもあれなんですけれども、こうやって個人のところへ調査に行った場合に、結局、一番の問題は私有財産とか、財産権とかいろんなのにかかわるでしょう。公共の空間だったら、上から目線で協力してほしいとかとって、ただでどんどんいろいろ協力をもらえるけれども、私的な空間へ一方的にこちらから入っていったらどうのこうのと言うと結局は、非常にいろいろな、私有財産をいじくり回すようなことになるので、その辺が一番ここの審議会の微妙なところというか、こちらに悪気はなくても、調査される側は、例えば固定資産税を優遇するとか、何か具体的なそういうことまでいけば、皆さんもちゃんとあれしてくれるんだけれども、調べるだけ調べて、結局は何かという、私が逆に来たらそういうふうに思うよね。

それだけ努力して健全な、土地と健全な樹木をあれしていたら、何か区のためになるんだったら優遇してほしいと、単なる管理費だけじゃなくて、何かそういう制度がないとか、それから、きちっとその部分を区で買い取るとか、多分そんなことを思っている人がたくさんいらっしゃるんで、そこを誤解ないように、それには、巻き込むにはやっぱり、この審議会の課題は、公有地とか国とかそういうところを巻き込んでいくと、区民の人たちも自分だけじゃないなという。

だから、そういうことに踏み込む調査で、私は非常にいい意味で、先ほど椎名委員が23区ではもちろん、47都道府県でも最初の試みだと思いますけれども、ここまで保護樹木でブレークスルーしているのではないと思いますので。

何かございますか。

藤田委員。

藤田委員 そうですね、非常に画期的というか、今までやったことのない調査で、ぜひやってもらいたいと思います。ある区のそういう報告書を見せてもらったら、かなりでたらめなんですよ。樹木の名前は全然違うとか、業者に委託してやっているんでしょうけれども、その業者の委託をチェックできていないというのがありましたね。

新宿区さんはこれだけ一生懸命やられているので、そういうことはないと思うんですけども、形式だけでやるんじゃないで、実際にまずやってみようというのは非常に重要だと思うんですね。それで改善点を見つけて発注なりなんなりに持っていくという、そういうプロセスというのは非常に大事だと思うので、よろしく願いいたします。

熊谷会長 これは、保護樹木とか何かの広告もちゃんと、木の健全度をきちっといろんなところ調べていられるじゃない、枝折れとか、幹枯れとかいろんな、ほらがあるとか、うろがあるとか、よくわからないけれども、虫にやられているとか、腐っているとか、腐朽菌だとか、ああいうところまでやられているというのは、ここでは何となく当たり前だけれども、ほかはそんなことまでやっていないですよ。多分、区は樹木医さんの力をちゃんとかりて、樹木医さんのボランティアを随分活用してやられているんじゃないかと思いますけれども。

椎名委員。

椎名委員 今、藤田さんと会長がおっしゃったこと、結構今の入札制度だと藤田さんが言うような形になる可能性があると思うんですね。本来から言えば、これはやっぱり、先ほど会長が所有権の問題とかそういうものに踏み込むみたいな話がありますので、本当なら区の職員が直接やるのが一番でしょうね。やっぱり、いろんな問題が出てくると思います。

入札制度からいうと、今の入札制度だと、残念ながら藤田委員がおっしゃったようなことになる可能性が十分あると思います。それを職員が全部チェックできないですからね。やっぱり、そこら辺はよく考えられてやったほうがいいと思います。それと信頼関係、所有者との信頼関係が損なわれる可能性もリスクとして考えておかないといけないのかなと思います。予算をとればいいという話ではなさそうですね。100例やってみて、それで体制がかたまって、これなら出せるというなら、それはそれでいいですけども、そこら辺はよく考えられたほうがいいと思います。すごく難しい局面のある問題だと思います。

熊谷会長 そうですね。でも、化けたら本当に世界に打って出られる、ノーベル賞もので、S T A P細胞なんかどこかに行っちゃうぐらいすごい。

副会長、いかがですか。

奥水副会長 特に、ちょっと一言、別のことで最後にちょっと。このことについては結構です。

熊谷会長 このことについて何か御意見あれば賜りたいと思いますが、時間ももうそろそろと
いいですか、来ておりますので、よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、その他、また何かございますか。その他のその他、報告、連絡事項……

みどり公園課長 副会長何か御発言が……

熊谷会長 最後にばんと。

みどり公園課長 では、ありがとうございました。いろいろ御意見いただきまして、今後、いろいろ検討していく材料にさせていただきたいと思います。

では、連絡事項ということで一点申し上げます。次回の審議会のことでございます。

今現在、平成27年1月下旬または2月上旬ごろに開催したいと考えております。委員の皆様には改めて御連絡させていただきたいと思います。

また、保護樹木等の指定解除につきまして、急を要する案件が生じた場合につきましては、別途小委員会を開催させて、招集させていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、副会長から。

奥水副会長 次回のときにでもちょっとお話を伺いたいなと思っているんですけども、伺わせていただきたいなと思っていることがあるんですけども、2020年に向けて新宿区として、

新宿区のみどり行政としてどんなことを考えておられるのか、どんなことができるのか、できないのか、ちょっと御意見なり、今お考えのことを少し御披露いただける範囲で結構ですので、オリンピックに向けてどんなことをやるのかということをごそろお聞かせいただきたいと思っています。

といいますのは、明治神宮外苑のところが大変貌するわけですね。新宿区も無関係じゃない。これはもちろん大きな力でやるわけですから、何かできるとか言える話ではないんですけども、でも、区内で行われることですし、多分、区としても会合とか何かには当然パイプがあって出ておられると思うんですけども、そういうことも含めて、それ以外のところで、場所で、区としてオリンピックに向けて何かやるべきこと、あるいはやろうとしているアイデアでもいいんですけども、何か少しまとめておいて、まとめるというか考えておいていただけないかなと。

小さくはね、会長の住んでおられる場所のそばなんかでもそういうおもてなしの空間をどうするか、花とみどりでどうするかなんていうことも、地域の方がいろいろアイデアがおありのようにも聞いておりますので、そういうことも含めて、オリンピックに向けて何か区として、一般の人がやるんじゃないで、区として何かきちっと対応する話があるだろうと思いますので、特にみどり行政としてどんなことをやったらいいのか、世界の方に見ていただくようなみどり行政を新宿区で展開していますというようなことも含めてそろそろ考えていい時期に入っているのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

熊谷会長 先生から、国ではこういうことやるというのを御披露いただいたほうがいいかもしれない。

輿水副会長 11月ごろに1つやります。

熊谷会長 そうですか。

部長、お願いいたします。

みどり土木部長 お答えになるかどうかわからないんですけども、もちろん、もうあと5年で実際にオリンピック、その前にはラグビーのワールドカップなんかも開かれるということで、それも新宿区内の国立競技場がメイン会場になるということで、既に国とか都、区でさまざまな動きがございますが、特にみどりについては、まだどちらかという具体的な議論というのはこれからかと思っておりますので、これからいろいろ我々も考えなければいけませんし、それぞれのところと連携をとらなきゃいけないなと思っています。

もう一つ、新宿区では28年度から新しい実行計画が始まりますので、それに向けて、まさしく今副会長から言われたことが宿題になっている部分もございますので、そういったことを内部的にも含めまして、みどりを今後どうしていくかということについて内部で真剣に議論いたしまして、また、当審議会でも御提案申し上げまして、議論いただいて夢のあるようなものにしていきたいなというふうに思っております。

また、きょう回答になりませんが、受けとめましたので、次回までに一定のところがお示しできればなというふうに、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

熊谷会長 副会長、いかがでしょうか。

奥水副会長 十分。

熊谷会長 よろしいでしょうか。完璧な回答……

奥水副会長 完璧な回答。

みどり土木部長 すみません。

奥水副会長 議会答弁みたいな。

◎閉会

熊谷会長 それでは、ちょっと時間を過ぎてしまいましたが、申しわけございません。本日は26年度の第1回の審議会を開催させていただきまして、どうも御審議、御協力ありがとうございました。

午後4時10分閉会